

特殊詐欺対策装置購入事業費補助金について（事業者用）

令和4年10月1日から特殊詐欺対策装置の購入に対しての補助金制度が始まりました。それに伴い、補助制度の概要と、お願いしたい事項をまとめましたのでご一読ください。

補助制度の概要

特殊詐欺対策装置

補助金の対象となる装置はつぎの①～③の装置です。

①固定電話機に接続する外付けの自動応答録音装置

【自動応答録音装置】

通話内容を録音することができ、電話着信時に通話内容を録音することを自動的に相手に伝える機能を持った装置

②固定電話機に接続する外付けの自動着信拒否装置

【自動着信拒否装置】

電話着信時に、管理サーバーに登録された迷惑電話を発信する電話番号からの着信であるかどうかを自動で判別して、該当する場合は、当該着信を拒否し、又は当該着信であることを通知する機能を持った装置

③自動応答録音装置か自動着信拒否装置のいずれかを有する固定電話機

※全国防犯協会連合会の推奨する優良防犯電話推奨品を参考としてください。

<http://www.bohan.or.jp/suishou/denwa.html>

補助対象事業

市内の高齢者（年度末時点で65歳以上の方）を含む世帯において、新品の特殊詐欺対策装置（家庭で使用することを目的とするものに限る。）を1台購入する事業。

※令和4年10月1日より前に購入したものは対象外

補助対象者

次に挙げる条件全てに該当する者

- (1)市内に住所登録があり、実際に居住している者
- (2)高齢者又はその属する世帯の構成員で申請年度末日に満19歳以上となる者
- (3)過去にこの要綱に基づく補助金（他の市区町村の同様の補助金を含む。）の交付を受けた世帯に属していない者

- (4)西尾市暴力団排除条例（平成23年西尾市条例第77号）第2条第2号に規定する暴力団員でない者又は同条第1号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有すると認められない者
- (5)市税の滞納がない者
- (6)特殊詐欺対策装置設置後に発生した特殊詐欺被害等について、市が一切の責任を負わないことについて了承する者
- (7)特殊詐欺対策装置を設置する電話機又は特殊詐欺対策機能を有する電話機を自ら居住する市内の住宅に設置することとし、転売等を目的としない者
- (8)西尾市内に存する店舗から新品の特殊詐欺対策装置を購入し、及び設置した者
- (9)この補助金の交付を受けた後に、前各号の要件に虚偽があったことが判明した場合は、市に対して、補助金を返還することについて了承する者

補助対象経費と補助額

補助対象経費：特殊詐欺対策装置の1台分の購入費

補助額：補助対象経費の2分の1以内の額（100円未満切捨て）。上限7,000円

※下記の費用は補助対象外です。

- (1) 修理、点検等に係る経費
- (2) 消耗品の交換等に係る経費
- (3) 電力の受給その他電話機等の機能を維持するための経費
- (4) 補助対象機器の設置に係る経費
- (5) 補助対象機器の配送に係る経費
- (6) 補助対象機器購入のためのポイント等利用分

補助金申請の流れ

【申請に必要な書類】

- ①補助金交付申請書兼実績報告書
- ②補助金交付請求書
- ③通帳等のコピー（申請者名義のもの）
- ④領収書のコピー（申請者の氏名、購入装置の品番が記載されているもの）
- ⑤購入装置のカタログのコピー（特殊詐欺対策装置としての性能、購入装置の品番が確認できる部分）

【申請の流れ】

- (1)補助金交付申請書兼実績報告書、補助金交付請求書の入手
 - ・市役所2階 危機管理課窓口、又は市公式ウェブサイトで入手してください。
- (2)装置の購入
 - ・購入の際、対象商品であるかを確認してください。

- ・全国防犯協会連合会の推奨する優良防犯電話推奨品を参考としてください。
- ・領収書を発行してもらってください。

※全ての装置が対象となるわけではありません。

(3)補助金交付申請

- ・上記の【申請に必要な書類】をそろえて、購入後30日以内に申請してください。
- ただし、3月中に購入した場合は3月31日までに申請してください。

事業者の方にお願ひしたい事項

- (1)領収書の発行
- (2)カタログのコピー
- (3)チラシの掲示

領収書記入例

領収書	
令和●年●月●日	
●● ●● 様	補助金申請者名を ご記入ください
下記、正に領収いたしました。	
金額 金 ●●●●●●円	装置購入費を ご記入ください
但し、●●●●●● (装置品番) 購入代として	装置の「品番」を「正確に」 ご記入ください
内 消費税等 ●●●●円	